⑸中「環境ロードプライシング」の次に「割引」を加え、同⑸②の表中「①」を「①イ」に、「②」を「①ロ」に、「420」を「430」に、「620」を「640」に、「820」を「840」に、「300」を「310」に、「500」を「510」に、「700」を「720」に、「900」を「930」に、「1100」を「1,130」に、「440」を「450」に、「640」を「650」に、「720」を「740」に、「210」を「220」に、「310」を「320」に、「410」を「430」に、「350」を「360」に、「450」を「460」に、「550」を「570」に、「360」を「370」に改め、同４⑹①の表中「兵庫県道高速大阪池田線」を削り、同⑹②中「200」を「210」に改め、同⑹③中「平成26年」を「平成29年」に改め、同４⑺②中「普通車　100円」及び「大型車　200円」を削り、同②に次の一表を加える。

| 利　用　距　離 | 料　金（円） | |
|---|---|---|
| | 普　通　車 | 大　型　車 |
| 6.0km超～12.0km以下 | 100 | 200 |
| 12.0km超～18.0km以下 | 110 | 210 |
| 18.0km超～24.0km以下 | 100 | 210 |
| 24.0km超 | 110 | 200 |

記Ⅰ〔１〕４⑺③中「平成26年」を「平成29年」に改め、同４⑻②中「400」を「410」に改め、同②の表中「150」を「160」に、「300」を「310」に改め、同②の注書中「除く。」の次に「以下同じ。」を加え、同⑻③中「平成26年」を「平成29年」に改め、同４⑼②中「600」を「620」に改め、同②の表中「100」を「110」に改め、同⑼③中「平成26年」を「平成29年」に改め、同４⑽②中「600」を「620」に、「400」を「410」に改め、同⑽③中「平成26年」を「平成29年」に改め、同４⑿②を次のとおり改める。

②　割引内容

一のＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカードごとに平成24年４月20日以前に付与されたポイント及び平成18年３月31日付け阪高計画第85号で申請し、同日付けで許可を受けた「京都市道高速道路１号線等に関する事業」のうち本文「１．高速道路の路線名」中①及び②の路線（以下「京都圏」という。）において付与されたポイントの累積数が100ポイント以上の場合に、100ポイントを100円分の通行料金に充当する還元額に交換できるものとする。

記Ⅰ〔１〕４⑿②中「平成26年」を「平成29年」に改め、同②ハ中「機構」を「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）」に改め、同４⑭⑥イ中「ＳＰＲＩＮＧ」を「ＧＷ」に改め、同イｂ⒜中「記ｃ」の次に「⒜」を加え、「1,200」を「1,230」に改め、同ｂ⒝中「記ｃ」の次に「⒝」を加え、「2,200」を「2,260」に改め、同イｃ中「平成26年３月21日から平成26年３月30日までの間における土曜日、日曜日及び祝日」を削り、同ｃに次の２号を加える。

⒜　平成26年４月26日から平成26年５月６日までの間

⒝　平成26年４月26日から平成26年５月６日までの間における土曜日、日曜日及び祝日

記Ⅰ〔１〕４⑭⑥ロを削り、同４⑮中「環境ロードプライシング」の次に「割引」を加え、同⑮ｃ中「平成25年10月１日」を「平成26年４月１日」に、「平成26年３月31日」を「平成27年３月31日」に改め、同４⑯①中「、ＮＥＸＣＯ・本四との乗継割引」を削り、「又は」を「、」に、「のうち二以上の割引を重複」を「又は東大阪線端末区間割引及びＮＥＸＣＯ・本四との乗継割引を」に改め、同⑯③中「環境ロードプライシング」の次に「割引」を加える。

記Ⅱ〔１〕２中「450」を「460」に、「900」を「930」に改め、同〔１〕３⑷②中「39％」の次に「以下」を加え、同３⑹を削り、同３⑺②イａを削り、同イｂ⒜中「Ａ区間」を「京都市道高速道路１号線（山科出入口から鴨川東出入口までの間）」に改め、同⒜の表中「400」を「420」に改め、同ｂ⒝中「⒜」を「ａ」に改め、同⒝の表中「300」を「310」に改め、同イｂ⒜を同イａとし、同イ中「ｂ　Ａ区間とＢ区間とが接続してから平成30年３月31日まで」を削り、同イ⒝を同イｂとし、同⑺に次の１号を加える。

③　割引を実施する期間

平成23年３月27日から平成30年３月31日まで

記Ⅱ〔１〕３⑺を同３⑹とし、同３⑻を同３⑺とし、同３⑼⑥を削り、同⑼を同３⑻とし、同３⑽③中「、時間帯割引及びＥＴＣ単路線割引」を「及び時間帯割引」に改め、同③イの表中

「

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 単路線 | ○ | ○ | ○ | ○ | 単路線 |

」を削り、同イの注書中「、「単路線」はＥＴＣ単路線割引」を削り、同③ロの表中

「

| | |
|---|---|
| 1 | ＥＴＣ単路線割引 |

」を削り、「２」を「１」に、「３」を「２」に改め、同⑽を同３⑼とし、同〔３〕２⑶及び〔３〕３を削る。

## 本州四国連絡高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

**本州四国連絡高速道路株式会社公告平成26年第２号**

本州四国連絡高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告した「料金の額及び徴収期間」の一部を下記のとおり変更し、平成26年４月１日から実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

平成26年３月31日　　本州四国連絡高速道路株式会社　代表取締役社長　三原　修二

記

１⑶ロ中「、同市因島洲江町」を「及び同市因島洲江町」に改める。

２を次のとおり改める。

２　料金の額

⑴　定義

次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

イ　会社

本州四国連絡高速道路株式会社

ロ　三会社

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社

ハ　六会社

東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び会社

ニ　本四道路

１に定める高速道路

ホ　省令

有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年８月２日建設省令第38号）

ヘ　利用規程

省令第２条第２項の規定に基づき、六会社が定めたＥＴＣシステム利用規程（平成24年12月６日）

ト　車載器

利用規程第３条第１号に規定する車載器

チ　ＥＴＣカード

利用規程第３条第１号に規定するＥＴＣカード

リ　ＥＴＣクレジットカード

会社との契約に基づきＥＴＣカードを発行する者から貸与を受けたＥＴＣカード